

怠る事実の違法確認等請求控訴事件について

平成30年6月14日に訴えの提起がなされた標記訴訟事件の控訴要件について、令和2年7月22日に、東京高等裁判所において判決言渡があったので、以下のとおり報告します。

1 事件の概要

控訴人（区民）は、「杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例」（以下「本件条例」という。）及び「杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則」に基づいて杉並区（以下「区」という。）が実施していた勤労者福祉事業（ジョイフル杉並。以下「本件事業」という。）の団体利用要件を満たしていない企業（以下「本件企業」という。）が本件事業を団体利用し利益を得ていたから、区は本件企業に対し不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被控訴人がその行使を怠っていると主張し、その違法確認を求めるとともに当該請求権の行使を求める住民訴訟について、一部を却下し、その余を棄却した原判決を不服として控訴を提起した。

2 控訴の趣旨

（1）主位的請求

- ①被控訴人が、本件企業に対し、不当利得金及びこれに対する平成29年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を区に支払うよう請求しないことが違法であることを確認する。
- ②被控訴人は、本件企業に対し、上記①の請求に係る金員を区に支払うよう請求せよ。

（2）予備的請求

- ①被控訴人が、本件企業に対し、不法行為に基づく損害賠償金及びこれに対する平成29年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を区に支払うよう請求しないことが違法であることを確認する。
- ②被控訴人は、本件企業に対し、上記①の請求に係る金員を区に支払うよう請求せよ。

3 東京高等裁判所判決主文

- （1）本件控訴を棄却する。
- （2）控訴費用（補助参加によって生じた訴訟費用を含む。）は控訴人の負担とする。